

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年7月22日提出
【計算期間】	第1期(自 2018年7月27日 至 2019年4月22日)
【ファンド名】	NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラッ ブ専用) NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレ ミアム(ラップ専用)
【発行者名】	NNインベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 木村弘志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート
【事務連絡者氏名】	高橋英則
【連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート
【電話番号】	03 - 5210 - 0646
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用) >

当ファンドは、主としてルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)」投資証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用) >

当ファンドは、主としてルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム・年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)」投資証券および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」受益証券に投資し、中長期的な成長を目指して運用を行います。

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用) >

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用) >

当ファンドは追加型投信 / 内外 / 資産複合に属しています。

追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外 / 資産複合とは、投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

商品分類表

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用) >

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用) >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

属性区分表

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用) >

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用) >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(部分ヘッジ)
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州		
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産(投資信託証券 (資産複合(株式、債券、そ の他)資産配分変更型)				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、その他)資産配分変更型)とは、投資信託約款において投資信託証券を通じて主として株式・債券等に投資する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域のグローバル(日本を含む)とは、投資信託約款において、実質組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類、属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

< 信託金の限度額 >

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドにつき5,000億円を上限として信託金を追加することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ(ロング/ショート)等を実質的な投資対象とし、市場環境に関わりなく魅力的なリターンを提供することを目指します。
2. NNインベストメント・パートナーズ独自の運用ノウハウにより市場見通しを策定し、資産配分比率を戦術的に変更します。
3. 実質組入外貨建資産については、主要投資対象とする投資信託証券において対円で為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
※ただし、主要投資対象とする投資信託証券が投資戦略として為替ヘッジを行わない通貨については、各ファンドにおいても対円で為替変動の影響を受けます。
4. 主要投資対象とする投資信託証券の運用はNNインベストメント・パートナーズB.V.が行います。
●NNインベストメント・パートナーズは、オランダを本拠とし、欧州、米国、ラテンアメリカ、アジア、中東など16カ国で資産運用サービスを提供しています。NNインベストメント・パートナーズB.V.は欧州における運用拠点のひとつです。

(注)資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

	NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット - 年2回分配シェア クラスI (円ヘッジ)	NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム - 年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)	
ファンドの形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人(円建て)		
投資態度	①株式、債券、キャッシュ、通貨、コモディティ、不動産など様々な資産、デリバティブ等に投資します。 ②急速に変化する市場環境に対応するため、柔軟な投資アプローチを採用します。直接またはデリバティブ、ミューチュアル・ファンド、ETFを通じて、主として伝統的資産(株式、債券、キャッシュ等)への投資を行い、ポートフォリオの分散を図ります。 ③ファンドのポートフォリオはユーロベースで運用を行います。厳格に定められたリスク・バジェットとダウンサイド・リスクの低減に留意しながら、中長期的にプラスの投資リターンの提供とベンチマークである1ヵ月物EURIBORの収益率を上回ることを目指します。 ④世界各国の通貨建ての資産に投資を行います。為替ヘッジについては、ポートフォリオレベルでは、ユーロベースでのリターンを追及するため、対ユーロでの為替ヘッジを行います(投資戦略上、為替ヘッジを行わない通貨もあります)。さらにシェアクラスレベルにおいて、ユーロベースのポートフォリオに対して対円で為替ヘッジを行います(ポートフォリオにおいて、対ユーロで為替ヘッジを行わない通貨については、対円でも為替リスクがあります)。 ⑤運用目標を達成するため、ロング・ポジションおよびショート・ポジションを取ることができます(ショート・ポジションについてはデリバティブにより構築します)。 ⑥高格付債券、短期金融商品、キャッシュ等への投資比率は純資産の50%以上とします。		
	ご参考(2019年6月28日現在)		
	目標リターン (ユーロベース)	5年の期間において 1ヵ月EURIBOR+3% (年率、費用控除前)	5年の期間において 1ヵ月EURIBOR+5% (年率、費用控除前)
	目標リスク	推定ボラティリティ年率5% (最大10%)	推定ボラティリティ年率8% (最大15%)
	想定レバレッジ 比率(上限)	ネット135%、グロス400%	ネット500%、グロス750%
運用報酬	純資産総額に対して年率0.5%	純資産総額に対して年率0.6%	
その他の費用	①ファンドに係る管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等(年率0.15%)、および租税、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、取引税、借入金や立替金に関する利息等 ②シェアクラスの為替ヘッジにかかる手数料(最大年率0.04%)		
投資顧問会社	NNインベストメント・パートナーズB.V.		

※資金の流入により発生する取引コストによって、ファンドの資産が希薄化することを防ぐため、ファンドの純資産価格について一定の調整が行われることがあります。

ファンド名	NN短期債券マザーファンド
ファンドの形態	国内籍投資信託(円建て)
投資態度	主として残存期間の短い日本の債券に投資します。 運用にあたっては流動性を高位に保持します。 ポートフォリオの構成にあたっては少数銘柄に偏ることなく分散投資に留意し、インカムゲインの獲得を目指すとともに、リスクの低減に努めます。 ポートフォリオに組入れる債券は原則として、投資適格債券とします。この場合、複数の機関によって格付がなされているときには、その最低の格付をもって当該債券の格付とします。 ポートフォリオに組入れられる債券の平均格付は原則としてA格以上に保ちます。 資産運用は (1)イールドカーブの分析とポジショニングの決定 (2)銘柄の選定 (3)リスクコントロール の3つのステップで行います。 FTSE世界マネーマーケットインデックス(日本円3ヵ月ユーロ預金)をベンチマークとします。 円貨建資産に投資することを原則としますが、投資政策委員会およびファンドマネージャーの判断により外貨建資産に投資することもあります。この場合、為替リスクについてはフルヘッジします。 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません
委託会社	NNインベストメント・パートナーズ株式会社

(2)【ファンドの沿革】

2018年7月27日 当初設定、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等に直接投資するのではなく、投資信託証券に投資することにより運用を行う仕組みです。

[運用の仕組み]

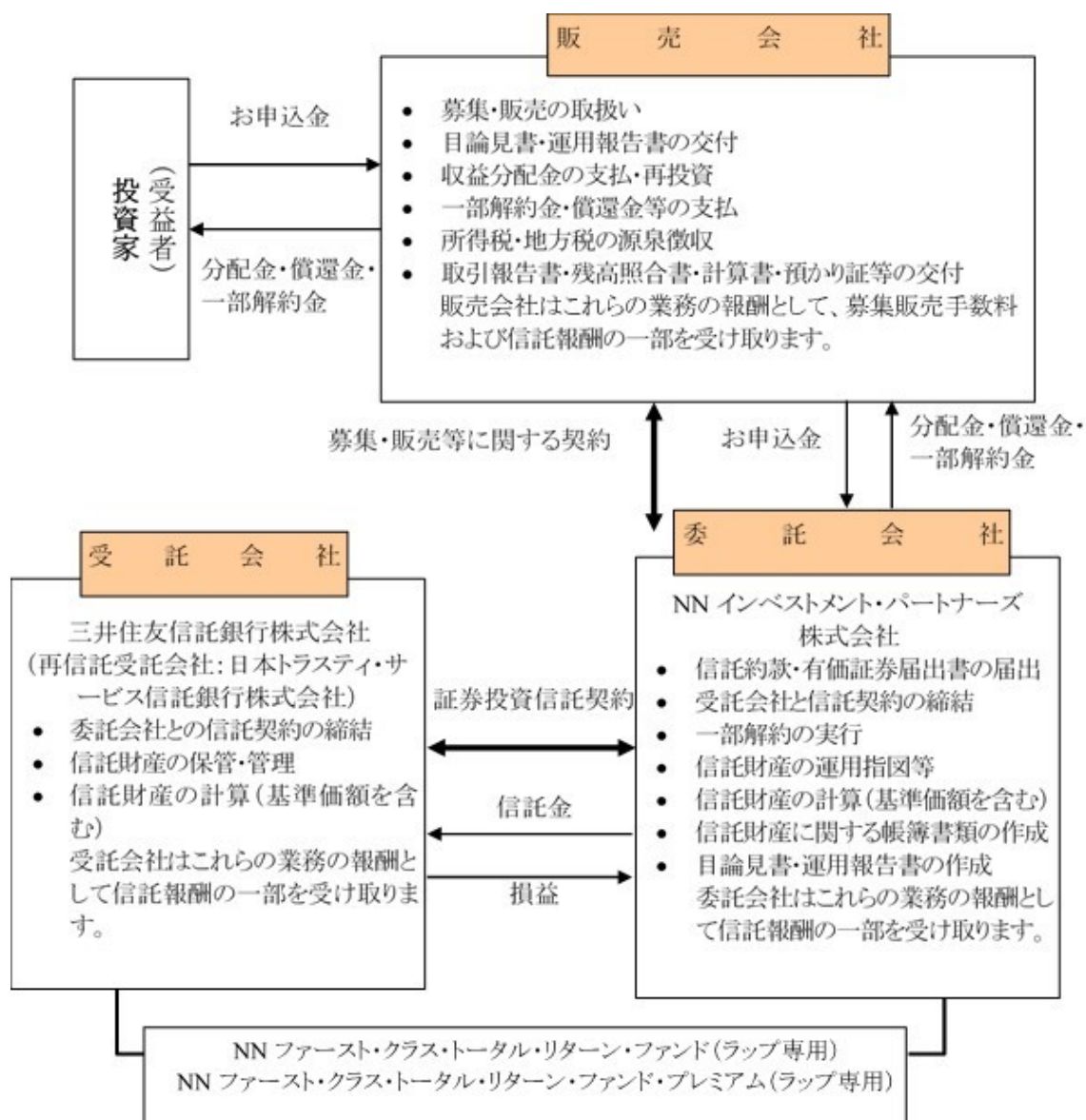
< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用) >



< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用) >



<ファンドの関係法人図>



< 契約の主要な内容 >

○ 募集・販売等に関する契約（委託会社と各販売会社の契約）

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約

○ 証券投資信託契約（委託会社と受託会社間の契約）

証券投資信託の設定から償還までの運営に関する取り決め事項に関する契約

< 委託会社の概況（本書提出日現在） >

○ 資本金 4億8,000万円

○ 沿革

1999年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
1999年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得（金融再生委員会第16号）投資顧問業の登録（関東財務局長第884号）
2000年11月30日	投資信託及び投資法人に関する法律の平成12年法97附則第9条に基づく投資信託委託業のみなし認可
2005年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得（内閣総理大臣第56号）
2007年9月30日	金融商品取引業のみなし登録（関東財務局長（金商）第300号）
2015年4月7日	商号を「NNインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

○ 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
NNインベストメント・パートナーズ・インターナショナル・ホールディングスB.V.	オランダ王国ハーグ市 2595ASスケンクガーデ65	9,350株	100%

NNインベストメント・パートナーズでは、NNグループの「責任投資フレームワーク・ポリシー」に沿った運用を行っています。これにより、NNインベストメント・パートナーズが提供する商品においては、原則として、武器の製造や取引を行う企業やたばこ関連商品の生産を行う企業等への投資を制限しています。「責任投資フレームワーク・ポリシー」の詳細につきましては、委託会社のホームページ（www.nnip.co.jp）をご参照ください。

2[投資方針]

(1)[投資方針]

基本方針

この投資信託は投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- ルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人 および国内籍投資信託「NN短期債券マザーファンド」を主要投資対象とします。
- 主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて世界（日本を含む）の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ（ロング/ショート）等に投資します。
- 主要投資対象とする外国投資法人への投資比率を高位に維持することを基本とします。
- 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用を行わない場合があります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資法人の名称

ファンド名	主要投資対象とする外国投資法人の名称
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）	NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・年2回分配シェア クラスI（円ヘッジ）
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）	NN（L）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム・年2回分配シェア クラスI（円ヘッジ）

投資先ファンドの選定の方針

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用） >

世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ(ロング/ショート)等に投資すること、対円での為替ヘッジを行うこと、5年の期間において1ヵ月EURIBOR+3%(年率、費用控除前)を目標リターンとする方針からNN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)を選定しました。

<NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)>

世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ(ロング/ショート)等に投資すること、対円での為替ヘッジを行うこと、5年の期間において1ヵ月EURIBOR+5%(年率、費用控除前)を目標リターンとする方針からNN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)を選定しました。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(信託約款第15条)

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

a有価証券

b金銭債権

c約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

a為替手形

委託会社は、信託金を、主としてルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人の投資証券およびNNインベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたNN短期債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(信託約款第16条第1項)

aコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

b外国または外国の者の発行する証券または証書で、前aの証券の性質を有するもの

c国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

d指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前cの証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。(信託約款第16条第2項)

a預金

b指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

cコール・ローン

d手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は以下のとおりです。

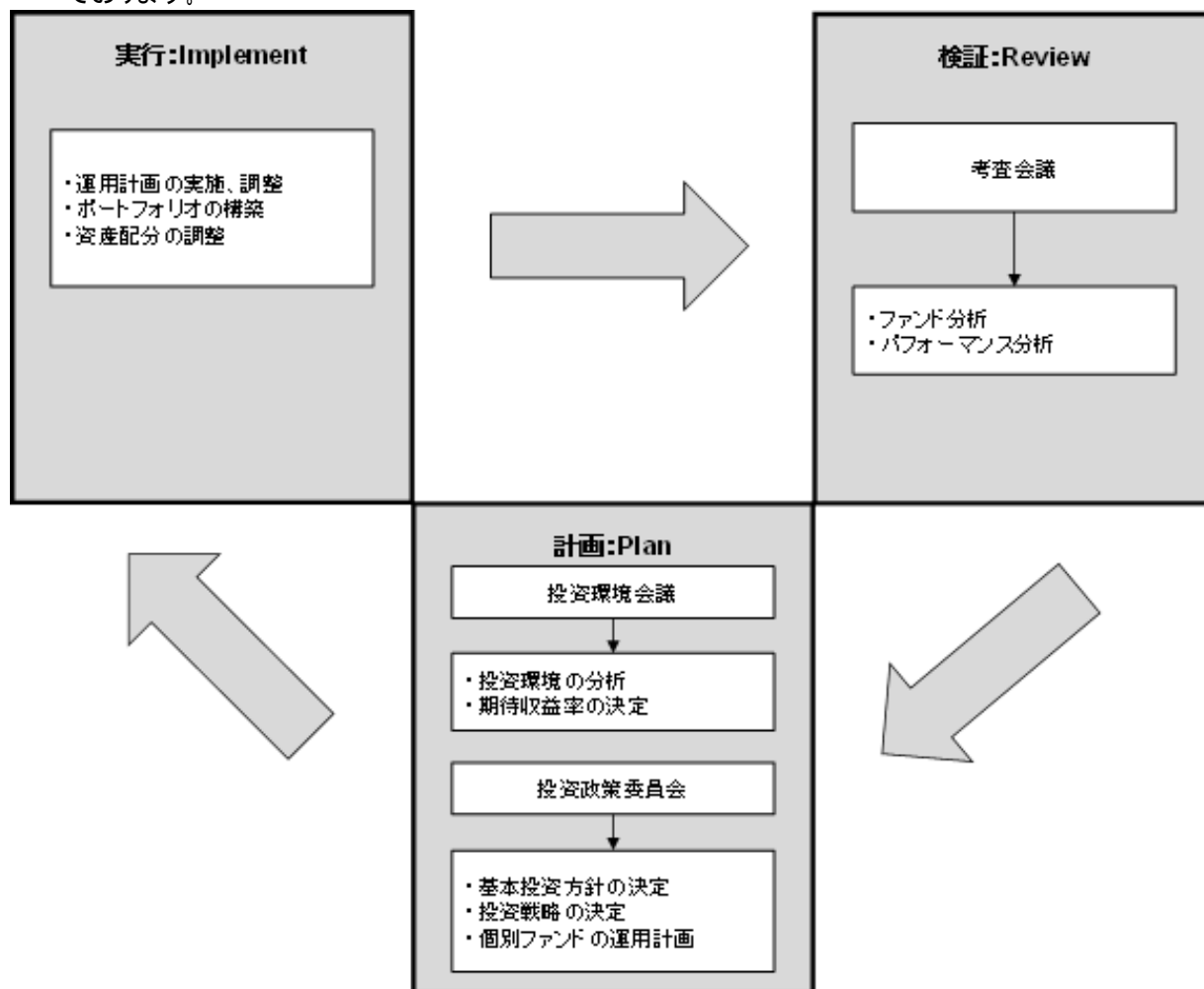
投資先ファンドの名称	NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ) NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)
------------	--

運用の基本方針	世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど様々な資産、デリバティブ(ロング/ショート)等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	株式、債券、通貨、コモディティ、不動産、キャッシュなど
委託会社の名称	投資顧問会社：NNインベストメント・パートナーズB.V.（オランダ・ハーグ）

(3)【運用体制】

運用体制

委託会社の運用体制は、以下の通りとなっております。本書提出日現在、20名程度が当該業務に従事しております。



「計画:Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は下記の通りです。

- 為替、株式、債券、商品市場の過去1ヶ月の動きを検証
- 株式、債券のバリュエーションを検討
- マクロ経済シナリオを決定
- 各資産クラスの今後3ヶ月、12ヶ月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催されます。主な内容は下記の通りです。

- 投資方針を承認
- 投資実績の報告
- ファンドの運用計画書の承認
- 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行:Implement」

- 運用計画の実施・調整
- 調査結果の討議
- ポートフォリオの見直し

「検証:Review」

月次で開催される審査会議の主な内容は下記の通りです。

- ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)を検証

ファンドパフォーマンスの要因分析

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、リスク管理部門に提出します。事故報告書は、月次のコンプライアンス委員会にて検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

業務部は、定期的に受託会社の財務内容等を調査し、受託業務を遂行するに十分な財政的基盤を維持していることを確認します。また、年次にて受託会社より監査法人が作成した「内部統制の整備及び運用状況報告書」を徴求し、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

(4)【分配方針】

毎決算時(決算日をいいます。決算日は毎年4月20日です。ただし、決算日が休業日の場合には翌営業日となります。)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入(繰越分を含みます。)および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

留保益の運用方針について

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款における投資制限

a投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c外貨建資産への直接投資は行いません。

当ファンドでは外貨建資産への直接投資は行いませんが、当ファンドの主要投資対象である外国投資法人において外貨建資産への投資を行います。

d一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

e資金の借入れ

(a)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%をこえないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3[投資リスク]

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて内外の株式、不動産投信、債券、コモディティなど値動きのある資産に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割込むこともあります。当ファンドの投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行等の登録金融機関で当ファンドを購入された場合、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当ファンドの受益権の取得申込者は、当ファンドに係るリスク(以下の記載は当ファンドに係るすべてのリスクを網羅しているわけではありません。)を十分に認識していただきますよう、お願いいたします。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

資産配分リスク

投資対象とする投資信託証券は複数資産(内外の株式、不動産投信、債券、コモディティなど)への投資を行うため、投資比率が高い資産の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。なお、世界各国の先物取引等のロング・ポジション、あるいはショート・ポジションを構築することがありますので、投資対象市場の上昇が必ずしも収益の要因となるわけではなく、投資対象市場が上昇した場合でも収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

価格変動リスク

株式や不動産投信は企業の業績、経済・政治動向、需給関係、その他の要因によりその価格が変動します。コモディティ(商品)は各種商品の需給関係や為替、天候、政治的・経済的事由等によりその価格が変動します。また、債券の一部には物価水準の変化により価格が変動するものがあります。

金利変動リスク

債券は市場金利の変動により価格が変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券の価格が下落します。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて債券に投資しますので、金利の変動により当ファンドの基準価額は変動します。

信用リスク

株式や不動産投信の発行体企業の倒産または財務状況の悪化等により、当該企業の株式や不動産投信の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券の価格は変動します。債券の発行体が債務不履行になった場合には、債券の価格は大きく値下がりし、または全く価値のないものになる可能性があります。また、有価証券、デリバティブ、為替等の取引相手方が債務不履行になった場合には損失が発生する可能性があります。

為替変動リスク

投資対象とする投資信託証券は保有する外貨建資産について対円で為替ヘッジを行い、為替変動の影響の低減を図りますが、完全に為替変動の影響を排除することはできません。なお、投資対象とする投資信託証券において、投資戦略として為替ヘッジを行わない通貨については、対円で為替変動の影響を受けます。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利がヘッジを行う通貨の金利よりも低い場合、この金利差相当分のヘッジコストがかかります。このヘッジコストの分だけ当ファンドの収益率が低下する要因となります。

デリバティブ取引のリスク

デリバティブ(先物、オプション、スワップ等の金融派生商品)の価格は市場動向等の影響を受けます。デリバティブが参照する原資産(証券、金利、通貨、指数、商品等)の価格変動に伴いデリバティブの価格は変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく上昇・下落することがあります。また、デリバティブの取引相手方による決済不履行等により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般に株式、不動産投信、債券、コモディティへの投資は、その国の政治・経済動向、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。そのため、国・地域の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融・資本市場が混乱し、資産価値が大きく変動することがあります。

流動性リスク

株式、不動産投信、債券、コモディティなどの有価証券やデリバティブ、外国通貨等を売買する場合、その相手方が存在しなければ取引が成立しません。特に、売買しようとする有価証券等の取引量が少ない

場合等には、最適と考えるタイミング・価格で売買できない可能性があります。この場合、享受できるべき値上がり益が少なくなったり、または、被る損失が増加したりする可能性があります。

換金性が制限されるリスク

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。投資対象国の政治・経済情勢の変化等による取引所における取引の停止、為替取引の停止、海外送金の制限、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

< その他の留意点 >

- 投資対象とする外国投資法人が存続しないこととなった場合、当ファンドは繰上償還します。
- 「目標リターン」とは、必ず一定の収益を得ることのできる運用を意味するものではなく、記載されている目標リターンの数値の達成を保証するものでもありません。したがって受益者の元本が保証されるものではありません。また、「目標リターン」は費用等控除前のものです。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。

(2)リスク管理体制

委託会社の投資リスクの管理体制は以下の通りです。法令・規則の変更等への対応につきましては、適宜適切に対応しております。

日常のリスク管理

投資に関するリスクは、運用部門およびリスク管理部門等によってモニターされております。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせています。また、日々、コンプライアンス部門が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされております。

考査会議(月次)

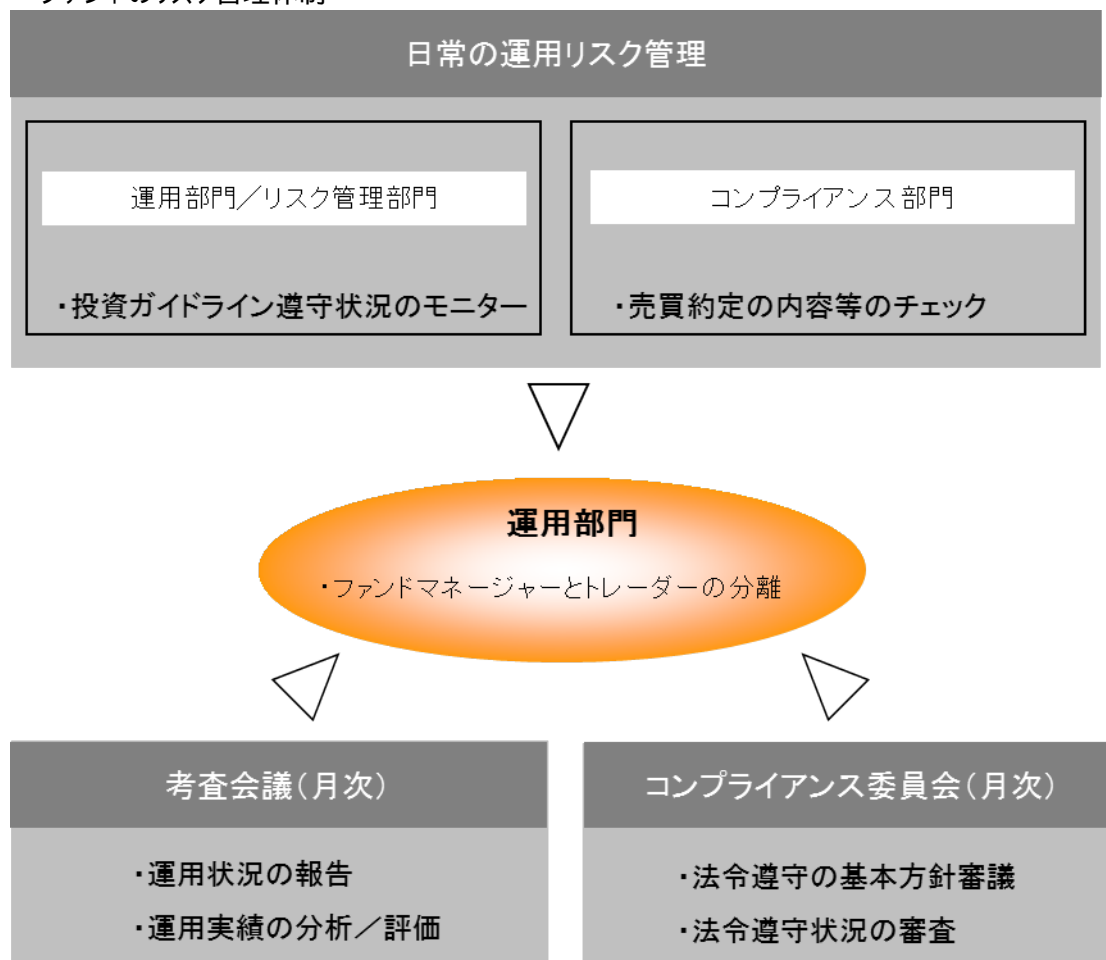
ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告、運用実績の分析および評価について考査します。

コンプライアンス委員会(月次)

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査します。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス部門が売買伝票をチェック
投資ガイドライン	月次・日次	運用部門およびリスク管理部門によりモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス部門が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

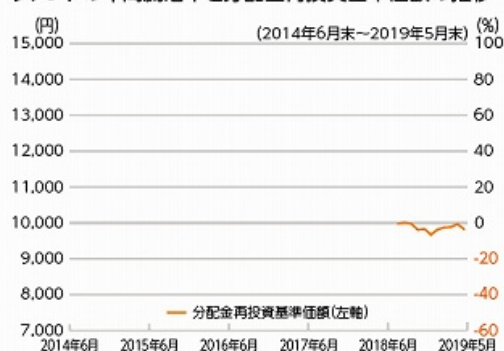
< ファンドのリスク管理体制 >



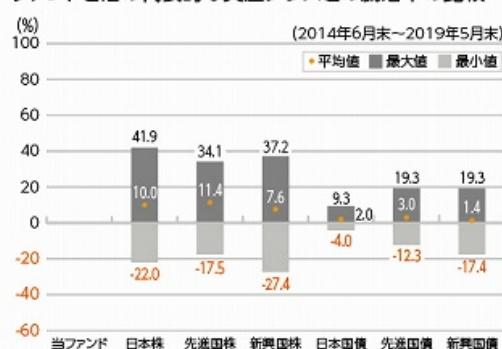
参考情報

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



左グラフは2014年6月から2019年5月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。当ファンドは2018年7月27日から運用を開始したため、分配金再投資基準価額については2018年7月末以降のデータを表示しています。ファンドの年間騰落率については運用開始後1年を経過していないため表示していません。

右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては運用開始後1年を経過していないため表示していません。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※騰落率は、各権利者が提供する指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

海外の指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。また、株式会社野村総合研究所および各指数の権利者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行わないほか、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

< 各資産クラスの指数について >

TOPIX(東証株価指数)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(以下(株)東京証券取引所)の知的財産であり、当指数の算出、指数値の公表、利用に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、当指数の算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止、また商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

MSCI-KOKUSAI(配当込み、円ベース)およびMSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース))に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより開発、算出、および公表されている債券インデックスです。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々、信託財産の純資産総額に年0.0864%（税抜き0.08%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時、信託財産中から支弁するものとします。この場合、消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

消費税率が10%となった場合には「年0.088%」となります。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

項目	信託報酬の額
信託報酬の配分	委託会社 当該純資産総額に対し 年率0.0540%（税抜き 0.05%） 消費税率が10%となった場合には「年率0.055%」となります。
	販売会社 当該純資産総額に対し 年率0.0108%（税抜き 0.01%） 消費税率が10%となった場合には「年率0.011%」となります。
	受託会社 当該純資産総額に対し 年率0.0216%（税抜き 0.02%） 消費税率が10%となった場合には「年率0.022%」となります。

信託報酬を対価とする役務の主な内容は下記の通りです。

委託会社：ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等を行います。

販売会社：購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等を行います。

受託会社：信託財産の管理や委託会社からの運用指図を実行します。

上記の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬の他に、投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、実質的な信託報酬は最大で下記の通りとなります。なお、投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用） >

年率0.5864%（税込み）程度

消費税率が10%となった場合には「年率0.588%（税込み）程度」となります。

< NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用） >

年率0.6864%（税込み）程度

消費税率が10%となった場合には「年率0.688%（税込み）程度」となります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの信託事務に要する諸費用（監査費用、目論見書作成費用、運用報告書作成費用等）は、ファンドの純資産総額に年率0.054%（税抜き0.05%）を乗じて得た額を上限とします。当諸費用は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。監査費用とは、監査法人に支払うファンドの監査に関する費用をいいます。

消費税率が10%となった場合には「年率0.055%」となります。

組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの借入金の利息、借入れの手続きにかかる費用、信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息等は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドが投資対象とする投資信託証券に係る管理、カストディ、監査、リーガル等の業務にかかる費用等（年率0.15%）、および租税、組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、取引税、借入金や立替金に関する利息等がかかります。また、ファンドが投資対象とする投資信託証券については、為替ヘッジにかかる手数料（最大年率0.04%）がかかります。

上記の費用等のうち、具体的な料率が記載してあるものについては2019年6月28日現在の料率であり、今後変動する可能性があります。

上記 および の費用・手数料等（具体的な料率を記載してあるものを除きます。）についてはファンドの保有期間、運用状況等により変動するため、具体的に記載しておりません。当該費用・手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

信託報酬等、その他の手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

＜収益分配金について＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

＜一部解約金、償還金について＞

一部解約時および償還時の差益（一部解約時および償還時の価額から取得費（税込申込手数料を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなして20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。また、2038年1月1日からは上記の20.315%の税率は下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	20%（所得税15% 地方税5%）
-------------	-------------------

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、地方税の源泉徴収はなくなり、15.315%（所得税15% 復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。上記15.315%の税率は2038年1月1日からは、下記の内容に変更される予定です。

2038年1月1日以降	15%（所得税15%）
-------------	-------------

＜注1＞個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合には当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通

分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

< 注3 > 税制改正等について

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

(2019年5月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	5,100,996	98.8
親投資信託受益証券	日本	1,000	0.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	58,361	1.2
合計(純資産総額)		5,160,357	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

(2019年5月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	36,760,625	98.6
親投資信託受益証券	日本	1,000	0.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	510,984	1.4
合計(純資産総額)		37,272,609	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

(2019年5月31日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
地方債証券	日本	500,402,250	18.3
特殊債券	日本	100,082,752	3.7
社債券	日本	1,703,920,996	62.4
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	424,199,816	15.6
合計(純資産総額)		2,728,605,814	100.0

注：投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（2019年5月31日現在）

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

イ)主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット-年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)	-	507.865	10,177.02	5,168,555	10,044	5,100,996	98.8
NN短期債券マザーファンド	-	955	1.0479	1,000	1.0479	1,000	0.0

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ)種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.8
親投資信託受益証券	0.0
合計	98.9

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

イ)主要投資銘柄

銘柄	業種	数量 口	簿価 単価 円	簿価金額 円	評価 単価 円	評価金額 円	投資 比率 (%)
NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム-年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)	-	3,887.545	9,641.86	37,483,172	9,456	36,760,625	98.6
NN短期債券マザーファンド	-	955	1.0479	1,000	1.0479	1,000	0.0

注: 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

ロ)種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.6
親投資信託受益証券	0.0
合計	98.6

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[参考]NN短期債券マザーファンドの投資状況

投資有価証券の主要銘柄(2019年5月31日現在)

イ)主要投資銘柄（全23銘柄）

	種類	国名	銘柄名	利率 (%)	償還期限	額面	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	社債券	日本	第7回キリンホールディングス株式会社無担保社債	1.639	2019/11/5	100,000,000	100.69	100,697,280	100.69	100,697,280	3.7
2	社債券	日本	第41回住友化学株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	1.640	2019/10/18	100,000,000	100.60	100,606,952	100.60	100,606,952	3.7
3	社債券	日本	第492回中部電力株式会社社債(一般担保付)	1.405	2019/10/25	100,000,000	100.56	100,561,040	100.56	100,561,040	3.7
4	社債券	日本	第139回オリックス株式会社無担保社債	2.200	2019/8/26	100,000,000	100.49	100,499,576	100.49	100,499,576	3.7
5	社債券	日本	第62回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債	1.424	2019/9/27	100,000,000	100.45	100,455,511	100.45	100,455,511	3.7
6	社債券	日本	第20回関西国際空港株式会社社債(一般担保付)	1.480	2019/9/20	100,000,000	100.44	100,448,520	100.44	100,448,520	3.7
7	社債券	日本	第23回大阪瓦斯株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	2.140	2019/7/25	100,000,000	100.31	100,318,895	100.31	100,318,895	3.7
8	地方債証券	日本	平成21年度第4回埼玉県公募公債	1.460	2019/7/29	100,000,000	100.22	100,229,546	100.22	100,229,546	3.7
9	社債券	日本	第1回地方公共団体金融機構債券(7年)	0.446	2019/8/28	100,000,000	100.10	100,107,912	100.10	100,107,912	3.7
10	特殊債券	日本	第299回信金中金債(5年)	0.200	2019/10/25	100,000,000	100.08	100,082,752	100.08	100,082,752	3.7
11	社債券	日本	第39回東邦瓦斯株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	0.280	2019/9/9	100,000,000	100.07	100,077,940	100.07	100,077,940	3.7
12	地方債証券	日本	平成26年度第1回奈良県公募公債	0.143	2019/11/28	100,000,000	100.07	100,076,404	100.07	100,076,404	3.7
13	地方債証券	日本	平成26年度第1回茨城県公募公債	0.173	2019/8/23	100,000,000	100.04	100,040,092	100.04	100,040,092	3.7
14	社債券	日本	第8回三井住友信託銀行株式会社無担保社債	0.234	2019/7/22	100,000,000	100.03	100,034,916	100.03	100,034,916	3.7
15	地方債証券	日本	平成26年度第1回熊本県公募公債(5年)	0.173	2019/7/31	100,000,000	100.03	100,031,138	100.03	100,031,138	3.7
16	社債券	日本	第54回株式会社クレディセゾン無担保社債	0.256	2019/7/31	100,000,000	100.03	100,031,006	100.03	100,031,006	3.7
17	社債券	日本	第474回東北電力株式会社社債(一般担保付)	0.400	2019/6/25	100,000,000	100.02	100,027,786	100.02	100,027,786	3.7
18	地方債証券	日本	平成26年度第1回京都市公募公債	0.168	2019/7/23	100,000,000	100.02	100,025,070	100.02	100,025,070	3.7
19	社債券	日本	第8回株式会社セブン&アイ・ホールディングス無担保社債	0.383	2019/6/20	100,000,000	100.02	100,020,892	100.02	100,020,892	3.7
20	社債券	日本	第13回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債	0.319	2019/6/17	100,000,000	100.01	100,013,506	100.01	100,013,506	3.7
21	社債券	日本	第29回三菱UFJリソース株式会社無担保社債	0.304	2019/6/12	100,000,000	100.00	100,007,996	100.00	100,007,996	3.7
22	社債券	日本	第30回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	0.212	2019/12/20	100,000,000	100.00	100,006,520	100.00	100,006,520	3.7
23	社債券	日本	第64回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	0.001	2019/11/11	100,000,000	100.00	100,004,748	100.00	100,004,748	3.7

注1:投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

注2:組入全23銘柄について記載しています。

ロ) 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	18.3
特殊債券	3.7
社債券	62.4
合計	84.5

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) [運用実績]

【純資産の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成31年 4月22日）	4	4	0.9963	0.9963
平成30年 7月末日	0.997871	—	0.9979	—
8月末日	3	—	1.0006	—
9月末日	3	—	0.9978	—
10月末日	3	—	0.9809	—
11月末日	3	—	0.9836	—
12月末日	3	—	0.9669	—
平成31年 1月末日	3	—	0.9817	—
2月末日	3	—	0.9871	—
3月末日	3	—	0.9883	—
4月末日	4	—	0.9966	—
令和 1年 5月末日	5	—	0.9823	—

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（平成31年 4月22日）	30	30	0.9796	0.9796
平成30年 7月末日	0.996216	—	0.9962	—
8月末日	3	—	0.9847	—
9月末日	3	—	0.9823	—
10月末日	3	—	0.9577	—
11月末日	3	—	0.9620	—
12月末日	3	—	0.9385	—
平成31年 1月末日	9	—	0.9554	—
2月末日	16	—	0.9641	—
3月末日	26	—	0.9661	—
4月末日	30	—	0.9791	—
令和 1年 5月末日	37	—	0.9570	—

【分配の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0

【収益率の推移】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	0.4

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期	計算期間	収益率（％）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	2.0

(4)【設定及び解約の実績】

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	4,850,239	—

注:第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	平成30年 7月27日～平成31年 4月22日	30,695,815	—

注:第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

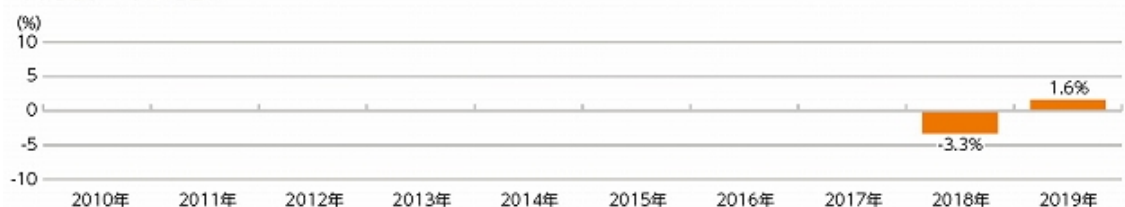
基準日：2019年5月31日

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

基準価額・純資産の推移



年間収益率の推移

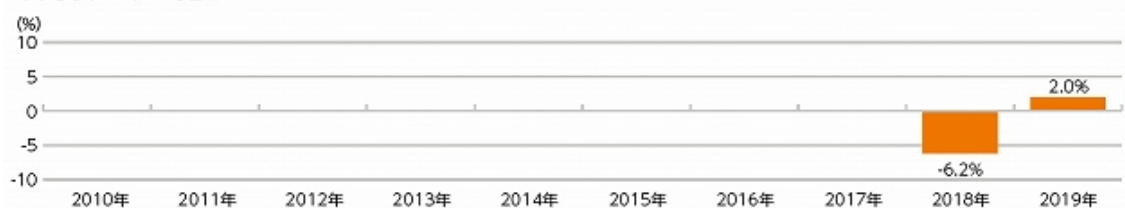


NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

基準価額・純資産の推移



年間収益率の推移



※2018年は設定日(7月27日)から年末まで、2019年は5月末までの収益率です。

※収益率は税引前の分配金を再投資したとみなして計算しています。したがって、実際のファンドにおいては、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。委託会社のホームページでファンドの運用状況を適宜開示しています。

基準日：2019年5月31日現在

主要な資産の状況

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)の主要投資対象であるNN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)の状況

資産構成比率

低リスク資産	73.2%
高格付国債	47.1%
短期金融商品・キャッシュ等	26.1%
リスク資産	27.0%
株式	6.8%
リート（不動産）	3.9%
投資適格社債	0.0%
ハイ・イールド債	10.7%
新興国債券	2.2%
欧州周縁国債	3.3%
コモディティ	0.0%
その他	-0.2%
為替先物等	-0.2%
合計	100.0%

※ファンドの運用はデリバティブを用いて保有する資産以上の取引を行っているため、実際には合計で100%を超える比率になる場合があります。ファンドがどの資産に投資しているかをわかりやすく表現するため、便宜的に合計が100%となるように表記しています。

※2019年5月31日現在

※「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)」をシェアクラスとして含む「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット」の投資状況です。

NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)の主要投資対象であるNN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム・年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)の状況

資産構成比率

低リスク資産	50.7%
高格付国債	54.8%
短期金融商品・キャッシュ等	-4.0%
リスク資産	49.4%
株式	1.9%
リート（不動産）	4.6%
投資適格社債	38.3%
ハイ・イールド債	1.5%
新興国債券	1.1%
欧州周縁国債	4.2%
コモディティ	-2.2%
その他	-0.1%
為替先物等	-0.1%
合計	100.0%

※ファンドの運用はデリバティブを用いて保有する資産以上の取引を行っているため、実際には合計で100%を超える比率になる場合があります。ファンドがどの資産に投資しているかをわかりやすく表現するため、便宜的に合計が100%となるように表記しています。

※2019年5月31日現在

※「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム・年2回分配シェア クラスI(円ヘッジ)」をシェアクラスとして含む「NN(L)ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム」の投資状況です。

第2〔管理及び運営〕

1〔申込（販売）手続等〕

当ファンドは、販売会社が提供するラップ口座に係る契約に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は販売会社にラップ口座を開設のうえ申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後に自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるつど収益分配金を受取る「一般コース」があり、取扱い可能なコースは販売会社により異なる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。

受益権の申込単位は販売会社が定める単位とします。

受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします（申込手数料はかかりません）。なお、「自動けいぞく投資コース」の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません）。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、下記に該当する日は取得の申込みを受付けないものとします。

ルクセンブルクの銀行の休業日

12月24日

上記以外に、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2〔換金（解約）手続等〕

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金（解約）することができます。換金単位は販売会社が定める単位とします。

販売会社および委託会社の営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、下記に該当する日は換金の申込みを受付けないものとします。

ルクセンブルクの銀行の休業日

12月24日

上記以外に、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設けさせて頂く場合があります。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

- お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03 - 5210 - 0653（営業日の9:00～17:00）

- 委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

解約代金の支払いは原則として解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社を通じて支払われます。

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の解約の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求を取消することができます。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3[資産管理等の概要]

(1)[資産の評価]

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

基準価額は、原則として、委託会社の営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日、1月3日以外の日とします。）に計算されます。

ファンドの基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

○お電話によるお問い合わせ先(委託会社)

電話番号 03 - 5210 - 0653（営業日の9:00～17:00）

○委託会社のホームページ

アドレス www.nnip.co.jp

(2)[保管]

該当事項はありません。

(3)[信託期間]

ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、後記(5)aにより信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)[計算期間]

ファンドの計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)[その他]

a信託の終了

(a) 委託会社は、各ファンドの純資産総額が30億円を下回った場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (e) 前(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前(b)から(d)までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「b 信託約款の変更」の手続きにおいて書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (i) 当ファンドが投資対象とする外国投資法人が存続しないこととなる場合には受託会社と合意のうえ、信託契約を終了し、信託を終了（繰上償還）させます。この場合、前(b)から(d)までの手続は行いません。

b 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は当「b 信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、前(a)の事項（変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 前(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下当(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前(b)から前(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前(a)から前(f)までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかると又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更することがあります。この場合、前(a)から前(g)までの手続きを準用します。

c 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部を解約することにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の重大な変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

d 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとおよび償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

e公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4[受益者の権利等]

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、「一般コース」の場合、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しなかったときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の換金（一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を請求することにより、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規則により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成30年7月27日から平成31年4月22日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	63,901
投資証券	4,768,555
親投資信託受益証券	1,000
流動資産合計	4,833,456
資産合計	4,833,456
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	197
未払委託者報酬	566
その他未払費用	475
流動負債合計	1,238
負債合計	1,238
純資産の部	
元本等	
元本	4,850,239
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	18,021
(分配準備積立金)	43,047
元本等合計	4,832,218
純資産合計	4,832,218
負債純資産合計	4,833,456

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間	
	自 平成30年 7月27日	至 平成31年 4月22日
営業収益		
受取配当金		46,224
有価証券売買等損益		47,669
営業収益合計		1,445
営業費用		
受託者報酬		533
委託者報酬		1,438
その他費用		1,206
営業費用合計		3,177
営業利益又は営業損失（ ）		4,622
経常利益又は経常損失（ ）		4,622
当期純利益又は当期純損失（ ）		4,622
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,399
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,399
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		18,021

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 当ファンドの計算期間は、投資信託約款の定めに従い、平成30年 7月27日（設定日）から平成31年 4月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	4,850,239口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	18,021円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9963円 (9,963円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,047円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	14,968円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,015円
当ファンドの期末残存口数	F	4,850,239口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	119円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	
1.金融商品に対する取組方針	

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、リスク管理部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

○市場リスクの管理

価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

○信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	
当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	
○投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。
○親投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。
○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	47,669
親投資信託受益証券	-
合計	47,669

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日
該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

第1期計算期間	
自 平成30年 7月27日	
至 平成31年 4月22日	
期首元本額(設定日)	1,000,000円
期中追加設定元本額	3,850,239円
期中一部解約元本額	0円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額(円)	備考
投資証券	NN（Ｌ）ファースト・クラス・マルチ・アセット - 年２回分配シェア クラスⅠ（円ヘッジ）	468.102	4,768,555	
投資証券 小計		468.102	4,768,555	
親投資信託受益証券	NN短期債券マザーファンド	955	1,000	
親投資信託受益証券 小計		955	1,000	
合 計		1,423.102	4,769,555	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	290,241
投資証券	29,783,172
親投資信託受益証券	1,000
流動資産合計	30,074,413
資産合計	30,074,413
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	976
未払委託者報酬	2,908
その他未払費用	2,430
流動負債合計	6,314
負債合計	6,314
純資産の部	
元本等	
元本	30,695,815
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	627,716
（分配準備積立金）	384,452
元本等合計	30,068,099
純資産合計	30,068,099
負債純資産合計	30,074,413

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日
営業収益	
受取配当金	199,028
有価証券売買等損益	194,144
営業収益合計	393,172
営業費用	
受託者報酬	1,346
委託者報酬	3,980
その他費用	3,394
営業費用合計	8,720
営業利益又は営業損失（ ）	384,452
経常利益又は経常損失（ ）	384,452
当期純利益又は当期純損失（ ）	384,452
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,012,168
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,012,168
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	627,716

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 受取配当金は、投資証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 （２）有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 当ファンドの計算期間は、投資信託約款の定めに従い、平成30年 7月27日（設定日）から平成31年 4月22日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	30,695,815口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	627,716円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9796円 (9,796円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	194,614円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	189,838円
収益調整金額	C	138,393円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	522,845円
当ファンドの期末残存口数	F	30,695,815口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	170円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日	
1.金融商品に対する取組方針	

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品を主たる投資対象として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその他金融商品に係るリスク

当ファンドは、有価証券、金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。保有する有価証券の内容については、有価証券に関する注記に記載されております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等を有しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社において、投資リスク管理に関する独立した委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、投資行動及び資金運用がポートフォリオのパフォーマンス実績に与えた影響を定期的に分析し、評価しております。また、投資リスクの管理においては、リスク管理部及びCIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

○市場リスクの管理

価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクについては、ファンド商品特性に照らしてポートフォリオにおけるリスクと想定されるリスクとを比較分析することによって管理しております。

○信用リスク及び流動性リスクの管理

格付やその他発行体及び取引先に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

第1期計算期間末 (平成31年 4月22日現在)	
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	
当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2.時価の算定方法	
○投資証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。
○親投資信託受益証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しているため省略しております。
○金銭信託、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	194,144
親投資信託受益証券	-
合計	194,144

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期計算期間 自 平成30年 7月27日 至 平成31年 4月22日
該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

第1期計算期間	
自 平成30年 7月27日	
至 平成31年 4月22日	
期首元本額(設定日)	1,000,000円
期中追加設定元本額	29,695,815円
期中一部解約元本額	0円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額(円)	備考
投資証券	NN（Ｌ）ファースト・クラス・マルチ・アセット・プレミアム - 年２回分配シェア クラスⅠ（円ヘッジ）	3,076.774	29,783,172	
投資証券 小計		3,076.774	29,783,172	
親投資信託受益証券	NN短期債券マザーファンド	955	1,000	
親投資信託受益証券 小計		955	1,000	
合計		4,031.774	29,784,172	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）」および「NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）」は「NN短期債券マザーファンド」の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

NN短期債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

（平成31年 4月22日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	222,805,212
地方債証券	650,767,704
特殊債券	100,002,744
社債券	1,905,494,646
未収利息	5,535,470
前払費用	2,633,428
流動資産合計	2,887,239,204
資産合計	2,887,239,204
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	15,863
流動負債合計	15,863
負債合計	15,863
純資産の部	
元本等	
元本	2,755,281,647
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	131,941,694
元本等合計	2,887,223,341
純資産合計	2,887,223,341
負債純資産合計	2,887,239,204

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、償却原価法により評価しております。 ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えしております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成31年 4月22日現在）

1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,755,281,647口
----------------------	----------------

2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	1.0479円
(10,000口当たり純資産額)	(10,479円)

(その他の注記)

(平成31年 4月22日現在)	
子ファンドの期首(設定日)	平成30年 7月27日
期首元本額	2,491,377,292円
対象期間中の追加設定元本額	972,967,460円
対象期間中の一部解約元本額	709,063,105円
期末元本額	2,755,281,647円
平成31年 4月22日現在の元本の内訳	
NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース（毎月分配型）	3,675,910円
NNアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース（毎月分配型）	1,339,221円
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジなし）	6,793,998円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジなし）	1,914,516円
NN欧州リート・ファンド（毎月決算コース／為替ヘッジあり）	2,480,927円
NN欧州リート・ファンド（資産形成コース／為替ヘッジあり）	715,573円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジなし／年2回決算型）	8,583円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジなし／資産成長型）	8,583円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジあり／年2回決算型）	8,583円
NNライフアップ株式ファンド（為替ヘッジあり／資産成長型）	8,583円
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）	955円
NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）	955円
NNグローバルバランスファンドVA（株25型）（適格機関投資家専用）	77,458,082円
NNグローバルバランスファンドVA（株50型）（適格機関投資家専用）	27,876,488円
NNグローバルバランスファンドVA（株70型）（適格機関投資家専用）	20,833,318円
NNマネーブールVA（適格機関投資家専用）	2,612,157,372円

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
地方債証券	日本円	平成21年度第3回兵庫県公募公債	100,000,000	100,127,475	
		平成21年度第2回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	100,145,744	
		平成21年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	100,381,217	
		平成21年度第1回千葉県公募公債	150,000,000	150,018,996	
		平成26年度第1回熊本県公募公債 (5年)	100,000,000	100,050,872	
		平成26年度第1回京都市公募公債	100,000,000	100,043,400	
		小計 銘柄数：6 組入時価比率：22.54%	650,000,000	650,767,704 24.50%	
	合計			650,767,704	
特殊債券	日本円	第196号商工債（3年）	100,000,000	100,002,744	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：3.46%	100,000,000	100,002,744 3.76%	
	合計			100,002,744	

社債券	日本円	第60回株式会社日本政策金融公庫社債（一般担保付）	100,000,000	100,000,252	
		第20回関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,604,676	
		第21回株式会社大林組無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,013,088	
		第7回キリンホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,869,348	
		第8回株式会社セブン＆アイ・ホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,061,296	
		第41回住友化学株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,775,978	
		第13回株式会社三菱ケミカルホールディングス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,044,199	
		第54回株式会社クレディセゾン無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,050,779	
		第8回三井住友信託銀行株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,060,929	
		第30回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,007,768	
		第139回オリックス株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,723,514	
		第29回三菱UFJリース株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,033,814	
		第62回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,604,764	
		第15回KDDI株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,196,695	
		第492回中部電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,709,864	
		第474回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,070,920	
		第304回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,013,892	
		第23回大阪瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,544,900	
		第39回東邦瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	100,107,970	
	小計	銘柄数：19 組入時価比率：66.00%	1,900,000,000	1,905,494,646 71.74%	
	合計			1,905,494,646	
合計				2,656,265,094	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】2019年5月31日

1. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド(ラップ専用)

資産総額	5,261,067円
負債総額	100,710円
純資産総額（ - ）	5,160,357円
発行済口数	5,253,145口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9823円
（1万口当たり純資産額）	（9,823円）

2. NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム(ラップ専用)

資産総額	38,677,175円
負債総額	1,404,566円
純資産総額（ - ）	37,272,609円
発行済口数	38,947,547口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9570円
（1万口当たり純資産額）	（9,570円）

(参考)

「NN短期債券マザーファンド」の純資産額計算書

資産総額	2,728,650,894円
負債総額	45,080円
純資産総額（ - ）	2,728,605,814円
発行済口数	2,603,849,277口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0479円
（1万口当たり純資産額）	（10,479円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請がある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2019年5月末現在)

資本金の額:4億8,000万円

会社が発行する株式総数:19,980株

発行済株式総数:9,350株

会社設立後の資本金の額の増減:

設立	1999年9月8日	資本金2億5,000万円
	2000年7月14日	資本金4億9,950万円に増資
	2001年4月27日	資本金8億3,500万円に増資
	2002年11月12日	資本金9億3,500万円に増資
	2007年5月2日	資本金4億8,000万円に減資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務遂行上の重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

3名以上10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式数の過半数を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

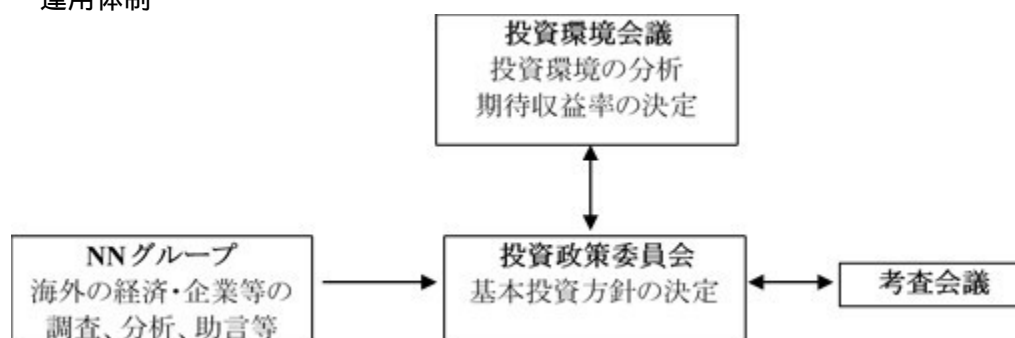
取締役の任期は、就任後2年以内の最初の決算期に関する株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残任期間と同一とします。

取締役会はその決議により、取締役の中から1名以上の代表取締役を選任します。また、取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役がこれを招集することができないときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は3日前までに発送します。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務について決定します。取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成により採択されます。なお、取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、監査役が異議を述べなかったときは、決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。

運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年5月末現在委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	32	284,252
合計	32	284,252

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（２）法令の規定に基づき、委託会社の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別	第19期 (2017年12月31日)			第20期 (2018年12月31日)		
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金・預金		2,677,737			2,683,927	
有価証券		-			1,905	
立替金		316			403	
未収委託者報酬		173,190			123,124	
未収運用受託報酬		134,682			133,259	
未収投資助言報酬		-			0	
その他の未収収益		96,809			120,712	
前払費用		20,284			19,409	
繰延税金資産		59,875			51,267	
流動資産計		3,162,897	97.1		3,134,009	96.9
固定資産						
有形固定資産 1		50,719			40,604	
建物附属設備	28,561			20,598		
器具備品	14,323			14,144		
リース資産	7,833			5,861		
無形固定資産		695			15,801	
ソフトウェア	695			15,801		
投資その他の資産		44,033			42,792	
長期差入保証金	40,805			35,328		
繰延税金資産	3,227			7,463		
固定資産計		95,447	2.9		99,197	3.1
資産合計		3,258,344	100.0		3,233,207	100.0

期別	第19期 (2017年12月31日)			第20期 (2018年12月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
未払手数料		45,029			12,484	
未払投資顧問料		102,310			68,536	
未払投資助言料		23,966			16,539	
未払金		47,950			50,893	
未払費用		24,928			23,096	
リース債務		2,229			2,274	
未払法人税等		64,867			77,309	
未払消費税等		21,990			8,124	
預り金		15,989			14,534	
賞与引当金		126,796			99,304	
役員賞与引当金		54,612			36,022	
流動負債計		530,670	16.3		409,121	12.7
固定負債						
長期未払金		5,089			3,392	
リース債務		6,900			4,625	
賞与引当金		10,459			8,806	
役員賞与引当金		6,972			6,120	
退職給付引当金		579,049			606,944	
役員退職慰労引当金		86,901			73,656	
固定負債計		695,373	21.3		703,546	21.8
負債合計		1,226,043	37.6		1,112,667	34.4
科目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(純資産の部)	千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本						
資本金		480,000	14.7		480,000	14.8
資本剰余金						
資本準備金	1,390,000			1,320,000		
資本剰余金計		1,390,000	42.7		1,320,000	40.8
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	162,300			320,605		
利益剰余金計		162,300	5.0		320,605	9.9
株主資本合計		2,032,300	62.4		2,120,605	65.6
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		-	-		65	0.0
評価・換算差額等合計		-	-		65	0.0
純資産合計		2,032,300	62.4		2,120,539	65.6
負債純資産合計		3,258,344	100.0		3,233,207	100.0

（２）【損益計算書】

	第19期 (自 2017年 4 月 1 日 至 2017年12月31日)			第20期 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬	569,274			571,807		
運用受託報酬	1,030,924			1,351,876		
投資助言報酬	-			0		
その他営業収益	317,939			474,061		
営業収益計		1,918,138	100.0		2,397,745	100.0
営業費用						
支払手数料		163,431			153,558	
支払投資顧問料		250,094			287,910	
支払投資助言料		44,950			63,322	
広告宣伝費		4,525			3,520	
調査費		97,054			129,644	
調査費	96,274			128,662		
図書費	780			982		
委託計算費		28,470			27,469	
業務委託費		3,615			2,879	
営業雑経費		31,496			40,736	
通信費	4,092			6,208		
印刷費	12,697			16,096		
協会費	5,051			5,890		
諸会費	1,035			2,238		
その他営業費用	8,619			10,302		
営業費用計		623,637	32.5		709,042	29.6
一般管理費						
給料		660,448			714,938	
役員報酬	58,771			78,776		
給料・手当	424,623			543,478		
賞与	22,880			3,824		
賞与引当金繰入額	104,433			67,269		
役員賞与	7,017			8,335		
役員賞与引当金繰入額	42,722			13,253		
福利厚生費		91,899			113,663	
交際費		6,131			7,318	
旅費交通費		23,010			43,557	
租税公課		21,255			27,537	
不動産賃借料		44,907			59,876	
退職給付費用		74,001			85,110	

	第19期 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)			第20期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
役員退職慰労引当金繰入額		10,864			10,819	
固定資産減価償却費		9,528			16,352	
経営指導料		8,353			26,567	
監査費用		16,315			16,667	
諸経費		53,091			78,082	
一般管理費計		1,019,805	53.2		1,200,490	50.1
営業利益		274,694	14.3		488,212	20.4
営業外収益						
受取利息	9			19		
受取配当金	172			173		
還付加算金	21			6		
雑益	-			100		
営業外収益計		203	0.0		300	0.0
営業外費用						
支払利息	150			162		
為替換算差損	4,252			1,909		
雑損失	98			137		
営業外費用計		4,501	0.2		2,209	0.1
経常利益		270,397	14.1		486,302	20.3
特別損失						
固定資産除却損 1	-			238		
特別損失計		-	-		238	0.0
税引前当期純利益		270,397	14.1		486,064	20.3
法人税、住民税及び事業税		143,297	7.5		161,600	6.7
法人税等調整額		34,778	1.8		4,401	0.2
当期純利益		161,878	8.4		320,063	13.3

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年４月１日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	480,000	1,390,000	-	1,390,000	232,769	232,769	2,102,769	-	-	2,102,769
当期変動額										
剰余金の配当					232,347	232,347	232,347			232,347
当期純利益					161,878	161,878	161,878			161,878
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	70,469	70,469	70,469	-	-	70,469
当期末残高	480,000	1,390,000	-	1,390,000	162,300	162,300	2,032,300	-	-	2,032,300

当事業年度（自 2018年１月１日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	480,000	1,390,000	-	1,390,000	162,300	162,300	2,032,300	-	-	2,032,300
当期変動額										
剰余金の配当			70,000	70,000	161,758	161,758	231,758			231,758
資本準備金の取崩		70,000	70,000	-						-
当期純利益					320,063	320,063	320,063			320,063
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）								65	65	65
当期変動額合計	-	70,000	-	70,000	158,304	158,304	88,304	65	65	88,238
当期末残高	480,000	1,320,000	-	1,320,000	320,605	320,605	2,120,605	65	65	2,120,539

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	4～15年
器具備品	4～12年

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、本社の移転に伴い、将来利用不能となる固定資産について、耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。これにより、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は8,159千円減少しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に充てるため、退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（退職金規程等にもとづく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

- (1) 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第19期 (2017年12月31日現在)		第20期 (2018年12月31日現在)	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物附属設備 25,120千円		建物附属設備 33,083千円
	器具備品 38,280千円		器具備品 41,846千円
	リース資産 2,027千円		リース資産 3,999千円

(損益計算書関係)

第19期 自 2017年4月1日 至 2017年12月31日		第20期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
-----		1	固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
			器具備品 238千円

(株主資本等変動計算書関係)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

第19期（自2017年4月1日至2017年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,350	-	-	9,350

第20期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
普通株式	9,350	-	-	9,350

2．配当に関する事項

第19期（自2017年4月1日至2017年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2017年 6月27日 株主総会	普通株式	232,347	24,850.00	2017年3月31日	2017年6月28日

第20期（自2018年1月1日至2018年12月31日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 （千円）	配当の 原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年 3月29日 株主総会	普通株式	70,000	資本剰余金	7,486.63	2017年12月31日	2018年3月31日
2018年 3月29日 株主総会	普通株式	161,758	利益剰余金	17,300.36	2017年12月31日	2018年3月31日

(リース取引関係)

1．所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

人事総務部が主管するコピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2．固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業、及び第二種金融商品取引業を行っており、手数料収入から生じる余資運用については短期的な預金等に限定しております。積極的な運用は行っていないため特に資金調達を行っておりません。またデリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。また営業債権である未収運用受託報酬とその他未収収益の基礎となる預かり資産は、受託銀行の固有財産と分別管理されており、未収運用受託報酬とその他未収収益は当該信託財産の負債項目に計上されていることから信用リスクはほとんどないものと認識しております。

国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、決済日から決済されるまで最長6ヶ月間の為替変動によるリスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度末（2017年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,677,737	2,677,737	-
(2) 未収委託者報酬	173,190	173,190	-
(3) 未収運用受託報酬	134,682	134,682	-
(4) その他の未収収益	96,809	96,809	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額40,805千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,677,737	-
(2) 未収委託者報酬	173,190	-
(3) 未収運用受託報酬	134,682	-
(4) その他の未収収益	96,809	-
合計	3,082,420	-

当事業年度末（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,683,927	2,683,927	-
(2) 未収委託者報酬	123,124	123,124	-
(3) 未収運用受託報酬	133,259	133,259	-
(4) その他の未収収益	120,712	120,712	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、ならびに(4) その他の未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金（貸借対照表計上額35,328千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超
(1) 現金・預金	2,683,927	-
(2) 未収委託者報酬	123,124	-
(3) 未収運用受託報酬	133,259	-
(4) その他の未収収益	120,712	-
合計	3,061,024	-

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度末（2017年12月31日）

該当ありません。

当事業年度末（2018年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの 投資信託	1,905	2,000	94
合計	1,905	2,000	94

（退職給付関係）

前事業年度（自2017年４月１日 至2017年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	566,824 千円
退職給付費用	74,001 千円
退職給付の支払額	61,774 千円
退職給付引当金の期末残高	579,049 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 74,001 千円

当事業年度（自2018年１月１日 至2018年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、会社設立時より退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	579,049 千円
退職給付費用	85,110 千円

退職給付の支払額	57,215 千円
退職給付引当金の期末残高	606,944 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	85,110 千円
----------------	-----------

（税効果会計関係）

第19期 (2017年12月31日現在)	第20期 (2018年12月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 42,357千円	賞与引当金 33,103千円
退職給付引当金 178,694	退職給付引当金 185,846
役員退職慰労引当金 26,817	役員退職慰労引当金 22,553
未払費用 7,692	未払費用 7,072
未払事業税 4,155	未払事業税 5,935
資産除去債務 1,749	資産除去債務 3,314
その他 12,461	その他 12,841
繰延税金資産小計 273,929	繰延税金資産小計 270,667
評価性引当額 210,826	評価性引当額 211,936
繰延税金資産合計 63,103	繰延税金資産合計 58,731
繰延税金資産の純額 63,103	繰延税金資産の純額 58,731
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
(%)	(%)
法定実効税率 30.9	法定実効税率 30.9
(調整)	(調整)
評価性引当額の増減 2.7	評価性引当額の増減 0.9
交際費等永久に損金に算入されない項目 6.3	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.3
住民税均等割 0.2	住民税均等割 0.2
前期確定申告差異 0.1	前期確定申告差異 0.0
その他 0.1	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率 40.1	その他 0.3
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.1

（資産除去債務関係）

第19期 （2017年12月31日現在）	第20期 （2018年12月31日現在）
記載すべき重要な事項はありません。	記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 商品及びサービスのごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が当事業年度損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自2017年4月1日 至2017年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,030,924	135,090	182,849	1,348,864

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬569,274千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	米州	合計
1,351,877	222,349	251,711	1,825,938

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬571,807千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自2017年4月1日 至2017年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	996,930	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
エヌエヌ生命保険株式会社	1,311,851	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自2017年４月１日 至2017年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社を 持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーグ	463,553 ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	283,142	未収 入金	82,395
同一の親会社を 持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	996,930	未収 入金	121,262

（注）（１）上記（ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

（２）取引条件及び取引条件の決定方針等

- １．投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算してお
ります。
- ２．業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

当事業年度（自2018年１月１日 至2018年12月31日）

（ア）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
同一の親会社 を持つ会社	NNインベストメン トパートナーズ	オランダ、 ハーグ	193,385 ユーロ	投資顧 問業	なし	なし	運用 委託	業務受託 報酬の受 取	417,537	未収 入金	104,561
同一の親会社 を持つ会社	エヌエヌ生命保険 (株)	東京都 千代田区	324億円	保険業	なし	なし	投資 顧問	投資顧問 料の受取	1,311,851	未収 入金	122,000

（注）（１）上記（ア）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

（２）取引条件及び取引条件の決定方針等

- １．投資顧問料の受取については当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算してお
ります。
- ２．業務受託に関する報酬の受取については当社との間で締結された業務委託契約に基づき計算しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

NN Group N.V.（ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場）

NN Insurance Eurasia N.V.（非上場）

NN Investment Partners Holdings N.V.（非上場）

NN Investment Partners International Holdings B.V.（非上場）

（１株当たり情報）

第19期 自 2017年4月1日 至 2017年12月31日		第20期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
1株当たり純資産額 217,358円38銭		1株当たり純資産額 226,795円70銭	
1株当たり当期純利益金額 17,313円22銭		1株当たり当期純利益金額 34,231円34銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
第19期 自 2017年4月1日 至 2017年12月31日		第20期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
当期純利益（千円）	161,878	当期純利益（千円）	320,063
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	161,878	普通株式にかかる当期純利益（千円）	320,063
普通株式の期中平均株式数（株）	9,350	普通株式の期中平均株式数（株）	9,350

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4[利害関係人との取引制限]

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5[その他]

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実あるいは訴訟はありません。

第2[その他の関係法人の概況]

1[名称、資本金の額及び事業の内容]

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (2019年5月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2019年5月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

当初募集(委託会社による自己設定)に係る取得申込みのみを取扱い、継続募集は取扱いません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の取扱い等の業務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考情報)

< 再信託受託会社 >

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資 本 金	51,000百万円(2019年5月末現在)
事 業 の 内 容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3[参考情報]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年 3 月15日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているNNインベストメント・パートナーズ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月21日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）の平成30年7月27日から平成31年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド（ラップ専用）の平成31年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月21日

NNインベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）の平成30年7月27日から平成31年4月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NNファースト・クラス・トータル・リターン・ファンド・プレミアム（ラップ専用）の平成31年4月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

NNインベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。